

議事日程第 1 号

令和 7 年 第 1 回 錦江町議会臨時会議事日程

開会の日時

令和 7 年 1 月 1 6 日（木）

午前 1 0 時開議

開会の場所

錦江町議会本庁議場

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 議案第 1 号 令和 6 年度錦江町一般会計補正予算（第 9 号）について
（ 町 長 提 出 ）

日程第 4 議案第 2 号 令和 6 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 4 号）について
（ 同 上 ）

日程第 5 議案第 3 号 令和 6 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）
特別会計補正予算（第 3 号）について
（ 同 上 ）

日程第 6 議案第 4 号 令和 6 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）
特別会計補正予算（第 3 号）について
（ 同 上 ）

日程第 7 議案第 5 号 令和 6 年度錦江町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
について
（ 同 上 ）

日程第 8 議案第 6 号 錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
について
（ 同 上 ）

日程第 9 議案第 7 号 錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例について
（ 同 上 ）

（日程第 8 議案第 6 号及び日程第 9 議案第 7 号を一括上程）

日程第10 議案第 8 号 錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について

(町 長 提 出)

日程第11 議案第 9 号 錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、
勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
について

(同 上)

閉 会

令和7年 第1回錦江町議会臨時会 会議録

召集の年月日 令和7年1月16日
召集の場所 錦江町議会議場

出席議員	1番	久保勇太	
	2番	久本晃	
	3番	厚ヶ瀬博文	
	5番	浪瀬亮祐	
	6番	染川金治	
	7番	池田行徳	
	8番	川越裕子	
	9番	小吉昭弘	
	10番	水口孝俊	
	11番	中野徳義	
	12番	落司道子	
	13番	笹原政夫	
欠席議員			

職務のため出席した者

議会事務局長 菖蒲洋二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	新田敏郎		
副町長	有村智明		
教育長	鎌田広文		
総務課長	坪内裕二郎	観光交流課長	木下勝幸
未来づくり課長	中島裕二	産業建設課長	上吹越寿次
政策企画課長	高崎満広	政策企画課 病院再整備対策監	畠中成久
介護福祉課長	笹貫新一郎	教育課長	白井寿子
健康保険課長	宮園守	農業委員会事務局長	坂口美智代
住民税務課長	猪鹿倉勝志	総務課財政管係長	今村学
会計課長	藤崎みずえ	総務課総務主査	小川弘晃
産業振興課長	池之上和隆		
住民生活課長	川路昭典		

令和 7 年 第 1 回 錦江町議会臨時会会議録

令和 7 年 1 月 16 日（木）午前 10 時 00 分

錦 江 町 議 会 議 場

	（開会・開議）
○笹原議長	皆さん、おはようございます。ただいまから令和 7 年第 1 回錦江町議会臨時会を開会します。 ここで、欠席届につきまして、船迫建設課長より、本会議欠席の届けがありました。報告いたします。 これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。
	日程第 1 会議録署名議員の指名
○笹原議長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定により、10 番、水口議員、11 番、中野議員を指名します。
	日程第 2 会期決定の件
○笹原議長	日程第 2、会期決定の件を議題にします。お諮りします。本臨時会の会期は本日の 1 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日の 1 日間に決定いたしました。
	日程第 3 議案第 1 号
○笹原議長	日程第 3、議案第 1 号、令和 6 年度錦江町一般会計補正予算（第 9 号）についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	（新田町長 登壇）
○新田町長	おはようございます。議案第 1 号、令和 6 年度錦江町一般会計補正予算（第 9 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額は 1 億 2,416 万円の増額で、累計は 87 億 5,791 万 8,000 円となりました。 主な内容につきましては、歳出は非課税世帯への低所得世帯支援給付金を 4,800 万円、社会福祉施設等物価高騰対応重点支援事業補助金を 1,250 万円、並びに L P ガス料金負担軽減支援事業補助金を 1,136 万円、それぞれ増額するものでございます。 また、歳入につきましては、地方交付税を 8,749 万 8,000 円、並びに物価

	高騰対応重点支援交付金の低所得者世帯分を 5,086 万円、推奨事業分を 3,336 万円、それぞれ増額するとともに、財政調整基金繰入金を 4,755 万 8,000 円減額するものでございます。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 10 款地方交付税から 18 款繰入金までと、歳出 1 款議会費から 10 款教育費までを一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保議員。
○1 番 久保議員	総務費、物価高騰対応重点支援対策費に関してでございます。本事業は、最近、ほぼ毎年このような形で、負担、補助交付金という形で助成をされてるかと思うんですけども、歳入のほうは、国の地方交付税、国庫支出金等で賄われていると思うんですが、負担金、補助金のメニューとして、保育所認定こども園、障害福祉サービス事業者、社会福祉施設、医療施設、そして L P ガスの補助がございしますが、これらに関してはもう国から事業の指定がされてこのような形にされてるかと思うんですが、そこら辺の経緯といいますか、ちょっと改めてお伺いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。久保議員がご指摘になられたように、推奨メニューとしては、国からこういった事業に重点的に使用していただきねというようなことが参っております。 今回、私どもが、まず L P ガスの関係については、消費下支え等を通じた生活支援ということで、エネルギー支援とその中に L P ガス支援というのがございします。 それから、医療・介護・保育施設、学校施設等に対する物価高騰対策ということで、5 番目にそういった推奨メニューがございまして、これが 12 月 17 日付、内閣府の地方創生推進室のほうから、そういった事務連絡が来ておりますので、それに基づいた措置というようなことでございます。以上です。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保議員。
○1 番	推奨メニューに基づいて決められてるかと思うんですけども、各事業がご

久保議員	ざいますが、やっぱりお話で伺うのが、やっぱりもちろん保育・福祉関係はもちろんなんですが、この低所得者、非課税世帯も含めてですね、自営業者とか、例えば、当然農業でありますとか、商店でありますとか、やはり物価高といいますか、この燃料高騰等ですね、いろいろご苦労されてるというふうなお話は伺ってるんですが、そういった各事業者等へのこういった交付っているのは、そのメニューの中ではなかなか難しいのかどうかお伺いしたいのと、今回L Pガスの補助でございますが、大体 2,800 世帯ぐらいだったかなと思うんですけども、これはもうほぼ町内の全世帯数 2,800、そうですね、ほぼ全世帯に近いのかなと思うんですが、例えば、このガスは使われてない方とかに対しての補助等はないのか、お伺いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。久保議員のおっしゃるように、今、非常に物価高騰で、どの世帯も、どの事業所も、厳しい状況というのは重々に私も把握しております。 ただし、今回頂きます交付金自体が 3,900 万というようなことで限られておりまして、まずは、1 番、今、影響を受けている分野に交付金としてするのが、1 番ではないかなという判断をしております。 事業者向けも何とか創出できないかなというふうに思ってみましたが、頂く交付金の範囲内で考えますときに、どこまで、そのほかの方々を支援できるかなというのは、ちょっと薄くなりそうな感じもしましたので、1 番、特にエッセンシャルワーカーと言われる分野を中心に、そこが 1 番、錦江町の人口構成からしますと、高齢世帯も多ございますし、国の子ども未来戦略プランからしますと、子どもに対して何とか支援をしていかないといけないということからしますと、そういった保育所でしたりとか、認定こども園でしたりとか、そこを重点的にすべきではないかなという判断をしたところで L Pガスの範囲等については、詳細は総務課長から答弁させますが、電気につきましては、何らかの措置というのができればいいんですが、今のところ対象が非常に幅広にございますので、それについてはちょっと困難であったというふうな判断をしたところです。L Pガスの関係は、総務課長から答弁させます。
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内	はい、久保議員のご質問にお答えします。L Pガスの今回の補助についま

総務課長	しては、町内の全世帯、ガス供給を受けている世帯と、あと事業者等となっております。 本年１月１日現在の住民基本台帳の世帯数は 3,456 世帯なんですけれども、それから割り出した場合、全体の８割程度が対象になると推定されますが、住基に反映されていない、例えば、同じ敷地、同棟に、隠居等があった場合の世帯がカウントされてないので、それから考えると７割程度であろうかと考えているところです。以上です。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保議員。
○1 番 久保議員	おっしゃいますように、当然財源が限られてますので、全ての関係者といえますか、その受益者の観点から見ますと、当然子どもでありますとか、高齢者というのは、当然優先順位が高くなるかなと思いますが、一方でやっぱりなかなかですね、特に農家の方とかハウスをされてる方ももちろんそうだと思うんですが、やはりなかなかこういった補助がなかなかちょっと薄いんじゃないかというふうなお声もやっぱりいただいておりますので、今後ですね、もし、またこのような臨時対策の支援がある際は、一つ、全ての事業者へは難しいとしても、何らかのですね、例えば、そういった若年層の農家さんでありますとか、ある程度当然絞らないといけないことも出てくるかと思いますが、そういったちょっとご意向いただければというところで、ちょっとご質問させていただいたところです。 今回ですね、またこの昨今、物価高が非常に続いておりますので、こういった支援を通じて各事業者さんがですね、ある程度しっかりお支えができるように、またしていただければと思います。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
○5 番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5 番、浪瀬議員。
○5 番 浪瀬議員	非課税世帯以外でですね、扶養されている児童っちゅうのは、何名ぐらいいらっしゃるんですか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	今回のこの件につきましては、介護福祉課長に答弁させます。
○笹貫 介護福祉課長	はい。
○笹原議長	介護福祉課長。

○笹貫 介護福祉課長	浪瀬議員のご質問にお答えします。今の非課税世帯に扶養されている児童、18歳以下の子どもについては、今のところうちが把握しているのは12月13日現在では、89名の方が扶養されているということです。以上です。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬議員。
○5番 浪瀬議員	私が聞きたかったのはですね、89名の方は、児童1人当たり2万円ずつ頂けると。今、久保同僚議員からもありましたように、全世帯が物価高騰で悩んでいるわけですが、せめてですね、そういう、どひこいるのか分かりませんが、89名以外の子どもにもですね、やはり町として手を差し伸べてあげるべきではないかと思うところであります。その辺をですね、町長の考えをちょっとお聞きしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	浪瀬議員のご質問にお答えします。おっしゃるように課税世帯であっても、物価高騰の影響を受けているのは承知しております。 したがってですね、今回のこの物価高騰の対応支援事業で、令和7年度の当初に予定をしております、教材費、それから修学旅行費、それから学校給食費の補助、そういったものに一部を充当していきたいなど。等しく学びを整えるのは、やっぱり行政の責任ではございますので、給食費はこれまでもしてまいりましたけれども、加えて、教材費、学校が徴収されます教材費それから修学旅行、そういったものについて、やはり支出が多いという声もいただいておりますので、こうであれば課税世帯、非課税世帯関係なく支援ができるのではないかなということで、今回の事業費を繰越して、7年度に充当しようというふうな考えを持っております。以上です。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬議員。
○5番 浪瀬議員	やはり非課税世帯と課税世帯とぎりぎりのところがあると思うんですよ。そういう中で、非課税世帯は児童1人当たり2万円もらって、その上に3人いたら6万円ということで、課税をしているところはですよ、なお大変なんですよ、実際に税金を取られているわけですから。やっぱりそういうところもですね、今後考えていただいて、平等性のあるような形でですね、これは国から来ているから、こういうところにあげなさいという、非課税にということですね、やっているんだろうけれども、やはり一般の家庭もですね、大変苦しんでおりますので、その辺もですね、今後、また来年度の予算等で

	お願いいたします。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
○6 番 染川議員	はい。
○笹原議長	6 番、染川議員。
○6 番 染川議員	同僚議員 2 名、今、物価高騰の件で質問をいたしましたけれども、物価高騰全ての町民に影響が出ているわけであります。 非課税世帯、一世帯 3 万円に、子どもたちにも一人 2 万円ずつというような形で国からの交付金で支援をしている。ガソリンの補助の縮小ということで、昨年から今日からもですかね、2 度にわたって約 10 円上がっております。そういう形で、子どもたちの支援、そしてまた子育て支援、それから高齢者の福祉対策、本町は取り組んでいるいろんな施策について、全国の方々から表明をもらって、そしてふるさと納税という寄附金を頂戴している。それでいろんな支援をしている。 今回、この物価高騰対策というのは、全ての町民に関係がある。しかし、先ほど同僚議員も話をしましたように、課税世帯というのは課税をさせながらも物価高騰で負担も大きくなっている。そういう課税世帯に対しても、郡内でも、一般財源でありますけれども、現金を給付すれば、町内から出ていく場合もある可能性もあるということで、商品券を課税世帯 1 人当たり 1 万円ずつ給付をしているところもある。もちろん事業を行っている、その事業者も恩恵を受ける。そしてまた、課税世帯の方々もそれで少しでも物価高騰の影響を緩和できるんじゃないか、そういうふうにも思っております。 できれば一般財源、厳しい状況の中であるんですけれども、商品券という給付の仕方というのにも考えはないのか、お聞かせいただければと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	染川議員のご質問にお答えします。確かに課税世帯についてもですね、非常に厳しい状況というのは、先ほどの議員さん方のご意見としても、私も認識しているところです。 ただ、商品券等につきましては、地方創生が始まったときに染川議員のご提案に基づいて、商品券を現在も行っているところでございます。今年度も実施しました。したがってですね、給付型がどこまでその経済だったりその世帯の対策になるのかというところは、従前の事業で対応させていただきたいというのが、私の気持ちでございます。 それ以外としまして、先ほど申し上げましたように、令和 7 年度に学びの機会を平等にするために、子どもたちへの支援をさらに追加していきたいと

	いうところを考えているところです。 商品券等については、給付型の商品券というのは、非常に町内で消費されるので、また自分でその商品券を買う必要がないという仕掛けのことかというふうに思います。今後ですね、さらに国の動き等を見ながらですね、そういったのが実現できるような状況来ましたらですね、少しでもそういったのができればなというふうに思っておりますが、現段階では、既存の事業で対応してまいりたいというのが私のところでございます。
○6 番 染川議員	はい。
○笹原議長	6 番、染川議員。
○6 番 染川議員	今の町長の答弁の中に、今もプレミアム商品券、継続されていますけれども、これは給付型じゃなくて、20%の還元があるというような形で消費者が購入する商品ですから、私の言ってるのは、町長も言いましたように、給付型の商品券ですから、町内の事業所、そしてまた町民も物価高騰のあおりを受けているそういう課税対象者も、少しでも緩和されるのではないかなあというような形で質問させていただきます。 そういう意味から、今後、できるならばいろんな機会を通じて、財源に余裕があるとは言えませんが、何らかの方法で検討をしていてもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。
○笹原議長	ほかに質疑ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 1 号、令和 6 年度錦江町一般会計補正予算（第 9 号）についてを採決します。お諮りします。議案第 1 号は、原案の通り決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 1 号、令和 6 年度錦江町一般会計補正予算（第 9 号）については、原案のとおり可決されました。
	日程第 4 議案第 2 号
○笹原議長	日程第 4、議案第 2 号、令和 6 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 2 号、令和 6 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

	同議案につきましては、補正総額は 43 万 4,000 円の増額で、累計は 14 億 1,946 万 2,000 円となりました。 内容につきましては、歳出は保険事業費を、また、歳入は他会計繰入金をそれぞれ 43 万 4,000 円増額するものでございます。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 6 款繰入金と、歳出 4 款保健事業費を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 2 号、令和 6 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)についてを採決します。お諮りします。議案第 2 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 2 号、令和 6 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)については、原案のとおり可決されました。
	日程第 5 議案第 3 号
○笹原議長	日程第 5、議案第 3 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 3 号)についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 3 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 3 号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額は、131 万 6,000 円の増額で、累計は 13 億 2,614 万 1,000 円となりました。 内容につきましては、歳出は、介護認定審査会費を、114 万 1,000 円、並びに一般介護予防事業費を 17 万 5,000 円、それぞれ増額するものでございます。 また、歳入につきましては、一般会計繰入金を 131 万 6,000 円増額するものでございます。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 7 款繰入金と歳

	出1款総務費及び4款地域支援事業費を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第3号、令和6年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。お諮りします。議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第3号、令和6年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。
	日程第6 議案第4号
○笹原議長	日程第6、議案第4号、令和6年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第4号、令和6年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額は75万5,000円の増額で、累計は855万2,000円となりました。 内容につきましては、歳出は施設管理費を、また、歳入は一般会計繰入金をそれぞれ75万5,000円増額するものでございます。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入2款繰入金と、歳出1款総務費を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第4号、令和6年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。お諮りします。議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第４号、令和６年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり可決されました。
	日程第７ 議案第５号
○笹原議長	日程第７、議案第５号、令和６年度錦江町水道事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	（新田町長 登壇）
○新田町長	議案第５号、令和６年度錦江町水道事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、収益的支出は１３４万９,０００円の増額で、累計は１億６,３０６万９,０００円となりました。 内容につきましては、総係費を１３４万９,０００円増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	（新田町長 降壇）
○笹原議長	これから質疑を行います。収益的収入及び支出の支出１款水道事業費用について、質疑を行います。質疑ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第５号、令和６年度錦江町水道事業特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。お諮りします。議案第５号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第５号、令和６年度錦江町水道事業特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決されました。
	日程第８ 議案第６号 日程第９ 議案第７号
○笹原議長	日程第８、議案第６号、錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第９、議案第７号、錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての２議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	（新田町長 登壇）

○新田町長	議案第 6 号、錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例、並びに議案第 7 号錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、一般職の国家公務員の給与改定及び議会議員の議員報酬改定に準じ、期末手当の支給割合を引き上げる特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律を準用する町長、副町長、教育長及び町議会議員の期末手当の支給割合も同様に改定する必要があるため、本条例案を提案するものでございます。 以上、議案 2 件につきまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから、議案第 6 号、錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 6 号、錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 6 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 6 号錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。 これから、議案第 7 号、錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 7 号、錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 7 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 7 号、錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 10、議案第 8 号

○笹原議長	日程第 10、議案第 8 号、錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 8 号、錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、令和 6 年人事院勧告に基づき、給料表を平均 3.0%、期末手当及び勤勉手当の支給率とともに 0.05 月分引き上げるとともに、管理職特別勤務手当の対象時間帯拡大及び扶養手当の段階的改定を行う必要があるため、本条例案を提案するものでございます。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 8 号、錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 8 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号、錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 11 議案第 9 号
○笹原議長	日程第 11、議案第 9 号、錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、令和 6 年度人事院勧告に基づき、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率とともに 0.05 月分引き上げる改定を行う必要があるため、本条例案を提案するものでございます。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)

○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第9号、錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第9号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第9号、錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和7年第1回錦江町議会臨時会を閉会します。
	散会 10:38